地方消費税率の引上げを進める中で、地方財政における地方消費税収の重要性が高まっていることから、地方消費税の清算基準に消費がより正確に反映されるようにすることが望ましい。地方消費税の消費課税としての性格に鑑みて、統計の範囲や精度などに係る今後の動向を踏まえ、税収の変動や制度のわかりやすさにも配慮しつつ、一層の税収帰属の適正化に努めるべきである。

6　森林吸収源対策に係る地方財源の確保

我が国の温室効果ガスの削減目標は、2013年に開催した気候変動枠組条約第19回締約国会議（ＣＯＰ19）において、2020年度に2005年度比3.8％削減と表明された。また、昨年末のＣＯＰ21で締結されたパリ協定に向け政府が提出した約束草案においては、2030年度に、2013年度比26.0％削減することとされている。今後、これらの目標を達成するため、森林吸収源対策注[5]を総合的に推進することが必要である。

平成28年度与党税制改正大綱においては、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとされた。また、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税＝仮称＝）等の新たな仕組みを検討し、その時期については、適切に判断することとされた。

このため、まずは森林整備等に関する市町村の役割の強化等の施策が講じられることが必要である。その上で、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担等について、一部の地方自治体が独自に実施している超過課税との関係にも留意しつつ、整理するとともに、国民負担のあり方などについて、地方自治体からの意見等も踏まえ、幅広く丁寧な検討が必要である。

7　ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、500億円近い税収があり、地方自治体の重要な自主財源である。特に、税収の７割が市町村に交付される仕組みを通じて、財源に乏しい市町村の貴重な財源となっている。地方創生の取組を実現するためには、自主財源の確保が不可欠であり、ゴルフ場利用税については、中山間地域をはじめとする地方自治体の重要な税として、今後とも維持していく必要がある。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されており、周辺の環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においては、地滑り対策・洪水対策等の災害対策、水質・農薬調査等の環境対策、利用者のためのアクセス道路整備等を実施している。また、消防・救急、ごみ処理等の行政サービスを行う必要がある。これらの行政サービスは、ゴルフ場と密接に関連している。

特に当該自治体の区域外から来場することが多いゴルフ場の利用者が、広大な土地を少人数で占有する形でゴルフ場を利用し、特段の負担を負うことなくこれらの行政サービスを享受することは不公平であり、利用者に一定の税負担を求めることは合理的である。

ゴルフはスポーツであるが、ゴルフ場におけるラウンドは、他のスポーツとは事情が異なる。営業や仕事上のつき合い、娯楽等で行われるケースも多い。また、比較的高額な支出を伴う行為であり、十分な担税力も認められる。

このようなゴルフ場利用税を課税する必要性や根拠は、従来と変わるところはない。しかし、関係業界団体や関係省庁からは、４年後の東京オリンピックの正式競技となったこと、スポーツ振興の妨げとなること、消費税との二重課税と考えられること、などを理由として、昨年に引き続き、廃止を求める要望が出されている。

ゴルフ場利用税は、他のスポーツとは異なる事情や立地自治体の行政サービスとの関係等に基づいて課税しているものである。ゴルフがスポーツであることや、東京オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。

また、平成15年度から、18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等を非課税とする措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現に十分な配慮がなされており、スポーツ振興の妨げになっていないものと考える注[6]。

さらに、ゴルフ場利用税は、行為の性格や担税力等に着目して、その行為が行われる地方自治体において課税される税である。一方で、消費税は、課税範囲が広く、事業者との取引行為一般に課されるものである。課税の趣旨が異なるため、二重課税であるとの指摘は当たらない。

加えて、社会保障の多くを担う地方自治体の財源の確保が喫緊かつ重要な課題であり、広く国民一般に負担を求める消費税の充実が図られている中で、ゴルフ場利用税の廃止など、ゴルファーに対する減税を行うことは不適当と考える。

8　電子納税の推進

地方税における電子申告・電子納税の推進は、納税者の利便性向上と地方自治体の事務負担軽減の観点から、意義がある。

電子申告については、平成17年１月のeLTAX稼働開始以来、対応する地方自治体は順次増加し、現在全ての地方自治体が対応している状況である。また、利用率についても着実に向上している。

一方、電子納税については、導入の手間や費用の観点から地方自治体における対応が進んでいないのが現状である。特に、地方税については、企業は法人住民税・法人事業税、従業員から特別徴収した個人住民税など、複数の地方自治体に納税しなければならないことが多い。納税先の地方自治体全てが電子納税に対応していなければ、そのメリットは少ないものと考えられる。

地方税の電子納税について、このような課題を踏まえ、地方自治体の意向や導入コストの抑制、セキュリティ確保に留意しつつ、地方自治体が共同で収納を可能とする制度の導入などについて検討を進めていくべきである。

おわりに

人口減少・超高齢化の進展や社会状況の変化に伴い、地方自治体の役割は一層重くなっている。地方自治体が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主的・主体的に取組を進めていくためには、地方分権改革をより一層進める必要がある。このためには、地方税の応益原則等を踏まえつつ、地方分権の更なる推進の基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要がある。

今後の地方税制改正に当たっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。

注１：「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」とは、課税標準額や税額の特例措置の特例割合について、参酌すべき割合及びこれを挟んで上限・下限を法律で定め、この上限・下限の範囲内で各地方団体が特例割合を条例で定める仕組みであり、地域の実情に応じた政策展開を可能とするものである。平成28年度時点で固定資産税16項目、都市計画税４項目、不動産取得税２項目に導入されている。

注２：「マイナポータル」（情報提供等記録開示システム）とは、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるよう整備するもので、平成29年７月からの本格運用開始を予定している。

注３：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）

注４：平成17年度の改正においては、非製造業の分割基準について、課税標準の２分の１を事務所等の数により、２分の１を従業者の数により分割することとする（改正前：従業者の数のみ）等の改正を行っている。

注５：我が国の温室効果ガス削減目標達成における森林分野の貢献のため、①2020年度において、約3,800万t—CO_2（2005年度総排出量比約2.7％に相当）以上、②2030年度において、我が国の約束草案で定めた、約2,780万t—CO_2（2013年度総排出量比2.0％に相当）の森林吸収量の確保に向けて、森林吸収源対策を推進することとされている。

注６：ゴルフ場利用税の非課税者は、平成15年度には延利用者8,838万人のうち非課税者411万人（うち70歳以上の者：373万人）であったが、平成26年度現在、延利用者8,651万人のうち非課税者1,485万人（うち70歳以上の者：1,405万人）となっており、非課税者は増加傾向にある。

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日